協業組合の事業転換の認可

【審査基準】
中小企業団体の組織に関する法律第５条の７第２項の該当性の判断は、中小企業団体の組織に関する法律に基づく通商産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成１１年４月１９日付平成 11・03・31 企第５号通商産業大臣通知）第１の１の（1）による。
（当該通商産業大臣通知は、経済通商総室で閲覧できます。）